

平成20年度第1回

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日 時 平成20年7月18日（金）午後2時から午後4時40分
- 場 所 米子市役所本庁舎401会議室
- 出席者 委員：松原会長、竹下委員、牧田委員、西村委員、中村委員、高増委員
事務局：亀井総務部長、[入札契約課]末葭次長、奥谷課長補佐、外
工事関係各課担当者
- 傍聴者：6名
- 議 題 1 工事入札における総合評価方式の試行の見直しについて
2 工事入札に係る最低制限価格制度の導入について
3 入札及び契約の運用状況について
- 配布資料 1 米子市建設工事入札・契約審議会資料
2 入札及び契約の運用状況資料
3 入札及び契約の運用状況抽出案件資料

[午後2時 開会]

亀井部長 挨拶

- 議 題 1 工事入札における総合評価方式の試行の見直しについて
2 工事入札に係る最低制限価格制度の導入について

松原会長 まず、議題の1と2について事務局から説明願う。

奥谷補佐 昨年度から試行している総合評価入札の平成20年度の見直し内容について説明し、続いて今年度から導入した最低制限価格制度について説明させていただく。この2点については関連性があるので両方説明した後に質疑をお願いしたい。

[工事入札における総合評価方式の試行の見直しについて] 資料により説明

[工事入札に係る最低制限価格制度の導入について] 資料により説明

松原会長 総合評価方式の試行の見直しについての質問はないか。

中村委員 平成20年度に総合評価入札する対象工事が全て下水道の工事であるが、これらの工事を総合評価で行う理由は何か。

奥谷補佐 8月以降に発注予定の2500万円以上の工事とした。配置技術者の成績を評価することから、技術者の専任配置義務がある2500万円以上の工事を選定した。米子市が発注する2500万円以上の工事の大半が下水道工事である。

竹下委員 その他の評価項目として指名停止1回につき2点の減点とあるが、違反の程度によって指名停止期間に長短があるのに、減点は一律2点ではおかしいではないか。

奥谷補佐 2点違えば順位が逆転する。総合評価を行う発注工種は土木A級だが、今のところ

減点対象の業者はない。前回の審議会での意見を踏まえて減点措置を追加したもので、指名停止期間の長短で点数を変えることについては今後の検討課題としたい。

竹下委員 指名停止期間が明けたらまた入札に参加している状況はいかかなものかということで、県の指名停止期間に準じるのではなく米子市独自で長い期間を定めるよう要望した。この減点についても違反の度合いや停止期間の長短によって点数を変えるべきと考える。違反したから減点するという発想が時代遅れであり、違反に対して事前に壁を高くしておくことが必要だと考える。

松原会長 2点の重み、違反の軽重とペナルティのあり方の問題。ほかに意見はないか。

竹下委員 見切り発車して後で見直すより、導入時にしっかり決めたほうがよいと思う。

末葭次長 減点については、前回の審議会でご指摘いただいたことを受けて今回見直した。

県も今後総合評価入札について更に制度改正するようであり、米子市の総合評価についても県の動向と審議会の意見を踏まえて更に見直す考えである。

松原会長 現在は試行期間であるが、本格的な導入時期はいつ頃になるか。

末葭次長 県内4市では鳥取市、倉吉市も本格的な導入には至っていない。今後、国交省等の補助事業については品確法の遵守ということで総合評価入札が必要になるような話もあり、本格的な導入時期については今後の動向により判断したい。米子市は、19年度に4件試行したが県内の市町村では最多である。

竹下委員 総合評価方式は、業者に有利な制度である。価格競争によって工物品質が低下するとあるが、実際に品質が低下しているのか。業者のために高い価格で落札できるようにする制度で、企業努力で安く受注できる業者があるのに税金の無駄使いである。見直しをするためのデータはあるのか。市内の土木A級業者が昨年2社、今年度3社倒産したとのことだが、経営内容に何らかの原因があったわけで、公共工事が減少したから潰れたわけではないのではないのか。落札金額が下がることは、最も市民が関心を持っている。

奥谷補佐 統計的な質問ととらえてよいか。

竹下委員 総合評価は、金額が高くても評価点数が高ければ落札できる制度であり、本来払わなくてもよい金を払って高い金額で契約することになる。この4件の試行だけで見直す根拠が明らかになったのかということである。

奥谷補佐 国の総合評価入札に対する考え方としては、総合評価で技術力を評価することによって工事成績は上がっているという報告がある。

竹下委員 それは国がそう言っているだけである。工事には発注者側の監督者が付いているので成績は良いはずである。工事をするからには良い工事をしないと評価されないわけで、この工事だけ受注できればあとはどうでもよいということではないはず。企業が将来に亘って良い評価を受けるためには、安い金額で良い工事をするということが企業理念として必要である。今回、総合評価を見直すにはデータが不足しているのではないかということである。

西村委員 19年度に試行した4件の入札の中で、工事成績が1番でない者が落札したのは1件で、あとの3件は工事成績が1番の者が落札したということによいか。

奥谷補佐 はい。

西村委員 試行に当たって下水道工事を選定した理由は何か。

奥谷補佐 米子市が発注する高額な土木工事は、ほとんどが下水道工事で道路工事等は件数が少ない。総合評価の対象とする2500万円以上の工事は下水道工事が主になる。

中村委員 技術者の成績は5年間の内の1回の工事成績で評価することが適切かどうか。その技術者が平均して工事成績が良いのか。工事成績がない場合は実質的に受注できないのであれば、価格と工事成績の割合の7対3を8対2にするといった方法は考えていないのか。

奥谷補佐 県が7対3を今年度から施工能力についての評価項目を追加し、入札金額、工事成績、施工能力の比を6対2対2として入札金額の比率を下げた。県が入札金額の比率を下げる中、米子市は上げることはできなかったが、米子市は、県に準じた工事現場から本社の距離などの施工能力等については評価する必要がないこと、土木A級の中でさらに細かくランク分けする必要もないことから米子市は7対3のままとした。

中村委員 6対4とか8対2とかでシミュレーションはしたのか。

奥谷補佐 各社が入札金額の差が少なかったので比率を変えても結果はかわらない。

中村委員 他の自治体の状況はどうか。

奥谷補佐 平成19年度においては、まだ導入団体が少ないが、今後は導入団体が増えると思われるのでそれらも参考としたい。

中村委員 会社成績が平均点なので技術者成績も平均点のほうがよいのではないか。高い工事成績の技術者がおしなべて良い工事ばかりしているとは思えない。

奥谷補佐 会社としての工事成績データはあるが、技術者個人ごとに工事成績をまとめたデータがないので、平均点として申告された点数が正しいか確認することができない。

中村委員 最高点のデータはあるのか。

奥谷補佐 入札参加者が入札時に工事成績の通知書のコピーを提出するので、市はその点数が正しいか確認する。平均点にした場合、低い点を省いて良い点だけで申告されても点検ができない。

中村委員 たまたま良い点が1回あっただけでは技術者の評価とはならないではないか。全部の成績の平均点が無理でも2、3件の平均なら取れるのではないか。

奥谷補佐 意見として伺う。

松原会長 総合評価の入札結果は、評価の点数も含めて公表しているのか。価格点、工事成績点も公表しないと総合評価入札の意図するところは伝わらないと思う。

奥谷補佐 入札結果は、評価表そのものを公表している。入札参加全社の金額、工事成績ともわかるので、各社は結果を見ながら国、県、市の発注予定と技術者の配置計画を考慮して応札されていると思われる。

高増委員 まだ実績は4件だが総合評価は推進すべきと考える。食品偽装の問題等、社会一般に価格だけの競争は危険を孕んでいるので、価格以外で評価することは必要と思う。7対3の割合については、まだ試行件数が少ないので今後の結果を見て判断すればよいと思う。

松原会長 続いて、最低制限価格制度の導入について意見はないか。

竹下委員 落札額が最低制限価格ぎりぎりに集中するのは当たり前のことで、過去には予定価格に近いところに集中していた。例えば入札を3回やって同じ業者が最低札を入れ続けるようなことがあり、談合対策をやってきた。税金だから制限価格を上げる必要は

ないと考える。制限価格を上げたら工事が良くなるというが、良い工事をするのは当たり前で問題点を履き違えている。市民レベルから見れば、厳しい財政状況の中であえて制限価格を上げることは理解できない。落札金額をいかにして下げるかという取組みに逆行していると考え。雇用問題と関連していると言われるが、建設業者の中には人材派遣を行って人材派遣法を抜け道にしているようなことが横行している。そういった状況で制限価格を設けるのはいかなものか。

末葺次長 最低制限価格の上限は85%だが、平均落札率としては83%台になるものと考えている。鳥取県は、落札率が85%位になるようにさらに引き上げを考えている。

西村委員 以前も最低制限価格はあったのか。

奥谷補佐 19年度までは低入札価格調査のための調査基準価格であった。

西村委員 最低制限価格は、総合評価入札の失格基準価格と同じことか。最低制限価格以下の入札は失格ということか。

奥谷補佐 総合評価では制度的に最低制限価格を設定できないため、失格基準価格という表現をしている。考え方は同じである。

松原会長 低入札価格調査制度は、今後どうなるのか。

奥谷補佐 1億5千万円以上の入札に適用する。

松原会長 竹下委員からも意見があったが、最低ラインを引き上げるとすることは市民感覚としては疑問があると思う。

奥谷補佐 今回、上限を85%としたが、85%がいいのか、83%がいいのかどうかはわからない。業界からは90%まで引き上げてほしいという要望もある。今回の85%については、県のラインを参考とした。

最近、国が落札率と工事成績の関係を分析した結果を公表したが、落札率85%を境界として工事成績が低下したり下請け業者へのしわ寄せが見られるケースが増加すると発表している。

市の財政状況が厳しい中で高い落札率を望むものではないことは市長も議会で述べているが、雇用関係や下請けへのしわ寄せといった問題が発生している中で、最終的には経済活性化の悪循環は見過ごせないし、工事品質の低下も避けられないという側面も考慮して判断したもので、事情をご理解いただきたい。

中村委員 情勢の変化を考慮して何年間か区切って導入するという考えはないか。

奥谷補佐 今のところ期限は考えてない。公共工事の発注量の減少による激しい受注競争、低価格入札という背景があり、これが好転しない限り状況は変わらない。今の段階で3年とか5年とかの期間設定は難しい。

竹下委員 ただいまの発言は、経済団体や企業が言っていることで、最低ラインを引き上げたからといってその金の下請けへ回るのか。追跡調査をしたわけでもないのに軽々しく言うのはどうか。「こういう状況であろう」ということでの提案はいかなものか。

奥谷補佐 建設業界の状況は現実問題だと認識している。新しい職員も雇えないしボーナスも出せないという状況は現実問題としてある。

竹下委員 それは業界が言っていることで、実態は経営者が主張しているのではないのか。かつて低入札価格調査のヒアリングで「役員報酬もいらないのでこの価格でできると」言った業者もあった。ほんとに市の財政状況が厳しいなら、低価格で良い工事ができ

る業者を選ぶべきで、金額を上げるべきではない。かつて65%の低価格受注があったが、65%で受注したから粗雑な工事だったのか。

末葺次長 県が低入札した業者、工事の追跡調査をしている。最低制限価格のあり方については県の動向等も考慮し、今後も審議会で協議していただきたい。

西村委員 地方公共団体が契約する工事以外のもの、例えば福祉関係の委託であるとかコンピュータを買うとか保守契約するとかいろいろな分野の契約がある中で、工事入札だけ最低制限価格を設けるといふことか。

末葺次長 工事入札だけである。ただし、前回の審議会で設計業務についても通常指名競争から希望型への転換について意見をいただき改正を検討しており、これと合せて設計業務への最低制限価格の設定についても検討中である。

奥谷補佐 地方自治法により最低制限価格を設定できるのは工事と請負だけで、物品の購入などには設定できないことになっている。以前は工事だけであったが近年、請負にも設定できるように改正された。

松原会長 米子市の最低制限価格制度は、工事入札について平成20年度から導入ということではよいか。

奥谷補佐 米子市では以前も最低制限価格制度があったが、平成12年度から低入札価格調査制度に変更した。今回は、再び制度を導入したというほうが正確な表現かも知れない。

西村委員 この審議会は、米子市建設工事等入札契約審議会であるから米子市の全部の入札について審議する場ではないが、市は工事以外の契約もしている中で、経済情勢や工事以外の他の業界の事情もあるけれども、今回は工事だけに最低制限価格を導入するという理解でよいか。

奥谷補佐 実際に最低制限価格を取り入れているのは、工事と建物清掃業務である。

松原会長 次の議題に進みたい。

奥谷補佐 その前に、前回の審議会で宿題になっていた工事費内訳書の書式の統一について報告させていただく。

下関主任 前回、前々回の審議会で、同一入札でも業者によって内訳書の様式がまちまちで比較しにくいといった意見をいただいた。今回、工事案件ごとに設計書に合わせて作成した工事費内訳書の書式をホームページに公表し、指定された書式を用いるようにした。工種別に書式の例を資料に掲載している。

竹下委員 懸案であった様式の統一をしていただき良いと思う。

松原会長 項目が統一され業者間の比較が容易になった。

奥谷補佐 もう一点、報告させていただく。資料の最終ページに平成19年度の落札率を載せているが、平均落札率は86.1%、加重平均では83.6%であった。なお、18年度は単純平均で92.9%だった。

議 題 3 入札及び契約の運用状況について

松原会長 委員の皆さんから抽出していただいた案件について審議する。

竹下委員 随契の基準値はいくらか。

奥谷補佐 130万円。

竹下委員 資料に掲載の数字に明らかに桁違いと思われる数字が何箇所かある。業者が間違えて入札したのか、資料作成時に誤ったのか。

奥谷補佐 資料作成時に入力したものを訂正する。

竹下委員 予定価格以上の入札金額があるが間違いではないか。

奥谷補佐 指摘の件は随契の見積り合せの案件だが、見積り合せでは予定価格を公表しないので極端に高い金額もありえる。間違いではない。

竹下委員 随契では予定価格を公表しないので予定価格を超える金額もあるということか。

奥谷補佐 はい。

松原会長 表は、エクセルか何かで作っているか。

奥谷補佐 落札金額、契約金額はデータベースがあるが、入札の最高金額についてはこの資料を作るため後からエクセルに手入力しているためその段階で入力ミスが生じた。

松原会長 今後は間違いがないように。

奥谷補佐 注意します。

中村委員 52番の前の川改修工事は、随契のほうが安く契約できるから随契にしたと理由が記載してある。金額が高額であり入札の方が安くなるのではないか。随契のほうが本当に安いのか。

下関主任 現場が錯綜していることが随契した主な理由である。同一業者と契約すれば共通する経費が削減できる。狭い範囲に複数の業者が入ることは安全上も問題が生じるということで同一業者と随契したものである。

中村委員 錯綜とは。

下関主任 今回の場合は、下水道工事と河川改修工事が同一場所で行われたもの。

中村委員 同じ場所ということか。

土木課担当者 道路と川を合わせて3メートル程度の狭い場所で川の工事と下水道の工事が行われたもので、円滑かつ安全に工事を行うために下水道工事を受注した業者と随契したものである。

中村委員 一緒に工事したほうが良いということか。

土木課担当者 はい。

中村委員 淀江町地内公共柵設置工事が5件あるが、分割して小額にして随契しているのではないか。

奥谷補佐 下水道に接続するための公共柵の設置工事で、下水道に接続しようとする受益者から負担金を出してもらってから工事を発注したものである。

中村委員 発注時期も近いし、業者も偏っているが。

奥谷委員 指摘の工事は宅地造成地であり、造成した業者が経費上、安全上有利と考えられるのでその業者と金額比較のためにもう1社から見積りをとったところ、造成した業者が安い見積り金額を出したものである。

中村委員 今回、契約業者が偏っているのはそのためか。

下水道施設課担当者 田村建設は宅地造成業者で、前田興業は淀江地内に本社がある業者として見積りを取ったものである。環境建設については当該地付近で他の工事を施工中であったので見積りを取ったら安い金額を提示したものの。

松原会長 その他に。

高増委員 公募型指名競争の2件の入札には、どちらも2社しか参加してないが何か応募資格等について制限があったのか。

環境事業課担当者 旧清掃工場の解体工事については、平成13年に厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」が出て、ダイオキシン対策ができる業者でなければ解体できなくなった。このため、平成13年度以降のダイオキシン類ばく露防止対策により30トン以上の焼却施設の解体工事の施工実績のあることを参加要件とした。

建築住宅課担当者 もう一つの要件として、同種の工事实績のある建築技術者の配置を条件とした。ダイオキシン対策の工事实績という条件により少なかったのではないかとと思われる。

環境事業課担当者 このような工事ができるのは、いわゆるゼネコンと言われる業者であるが、この工事の発注時期にゼネコンの多くが談合による指名停止を受けたので、参加できる業者が限られたという状況もあったと思う。

奥谷補佐 皆生処理場の工事についても施工実績を条件にし、結果として2社からしか応募がなかった。

中村委員 水道局発注の工事で指名業者が全く同じ理由は何か。

水道局担当者 工事希望型で入札参加者を募集している。これらの工事はA級の業者が対象だがA級は現在10社しかない。募集したところ同じ7社が参加申込みをし、指名したものである。

牧田委員 G50番の調査業務委託は、落札者だけ価格が極端に低く予定価格と開きがあるが、この価格できちんと業務ができるか。

下水道施設課担当者 低価格での契約なので受注業者に確認したが、その業者にとっては新たな分野の仕事なので今後のことを考えると多少価格は安くても受注したかったとのことであった。現在問題なく業務進行している。

牧田委員 工事では低価格入札と工事品質の関係が問題になっているのに、業務委託では30%台の低価格で大丈夫かと危惧したものである。安価で同じ成果が得られるのであれば問題ない。

下水道施設課担当者 今回は特殊な業務なので、業者としては先行投資的な要素が強いと思われる。

竹下委員 設計委託業務は工事の施工とは異なるが、企業戦略として安価でも落札したいということはあるだろう。市の財政的には貢献しているので、こういう業者こそ評価すべきである。一方で予定価格が妥当であったかどうかということもあろうが。

松原会長 設計委託の受注実績によって以後の入札で有利になるのか。

奥谷補佐 受注実績で有利になることはないが、入札参加条件で実績を求める場合は有利になると考えられる。安く受注したから有利になるということはない。

市としても安い金額で発注できればよいが、それはあくまでも受注者側に体力があればの話である。最低制限価格を導入した背景には、安くなければ、赤字覚悟でなければ受注できないという状況を、制度的になんとかしなければならぬと考えてのことである。設計委託についても低価格でなければ落札できないような状況が県内でも発生している。

竹下委員 100万円以上の随契を数えてみたら56件あり、平均落札率が96%であった。
随契の落札率が高いのはなぜか。

奥谷補佐 随契は基本的に2社から見積りを取って安いほうと契約する。随契では予定価格を公表していないので予定価格より高いために何度も見積りを取り直すこともある。入札のように予定価格を事前公表する場合に比べて予定価格ギリギリの価格で契約することが多いためと考えられる。

竹下委員 高額な随契も同じ理屈か。先ほどの前の川改修工事などはどうか。

下関主任 設計の段階で予め経費調整し、通常計算するより安い予定価格となっているために落札率は高くなる。

竹下委員 不要な経費については省いてあるということか。

下関委員 経費を減額した予定価格になっているために落札率は高くなる傾向にある。

竹下委員 130万円以上の随契で落札率が高い印象である。

奥谷補佐 130万円以上の随契は、競争に適さないものに限定されているので落札率が高いから契約しないというわけにはいかない。なぜ随意契約をすることになったのかと言う点で議論の対象になるが、落札率について解決策はない。130万円以上の随契については例外的にしか認めておらず、競争できるなら入札する。

中村委員 入札不調による随契が何件かあるが、その経緯はどうか。

下関主任 171番から173番については、自社施工の条件を付して公表したが1社しか応募がなかったものである。現在は1社での入札を有効にしているが、この時点では申込が1社なら入札は中止して参加申込した者と価格交渉して随契したものである。

中村委員 一度は入札として公表したのか。

下関主任 公表したが申込者が1社しかなかったので入札としては不成立の扱いとし、申込した1社と随契したものである。

竹下委員 184番の入札不調による随契はどうか。

下関主任 これは、設置されている自家発電装置の補修工事で、もともとこの機械を作った新潟原動機からしか申込みがなかった。メーカーの製品の補修工事に他のメーカーは技術的に参加しにくい状況がある。そのため1社しか申込みがなく入札は不調となったがこの業者と随契したものである。

中村委員 入札に参加する業者がなくて不調ということか。

奥谷補佐 このように製造メーカーの技術的な面がある場合は、以前は随契していた。しかし、ほんとに製造メーカーでなければ工事ができないかどうかは疑問なので、ひとまず入札に付すことに変えた。競争相手があれば入札し相手がなければ随契せざるを得ない。

中村委員 17番の水路改修工事の場合はどうか。

奥谷補佐 これも入札に付したが応募者が1社しかなかったものである。

竹下委員 機械の導入時には安く受注して、後のメンテナンスでしっかり回収するという業者のやり方ではないか。特定の業者しかできない条件で入札をやるから応札がないとは考えられないか。

奥谷補佐 本当に製造メーカーでなければできない工事であれば、今回の案件も随契しているが、製造メーカーでなくてもできる工事だと判断して入札に付したものである。意図的に特定の業者しか参加できない条件で発注したものではない。清掃工場などのプラ

ントに関わるもの、所定の部品やノウハウがなければ正常に機能しないというものは随契している。

竹下委員 談合して他の業者に参加しないように働きかけているとは考えられないか。

奥谷補佐 談合しているなら入札に参加して高い金額を入れるように仕向けるのが普通で、1社しか申込みがなかったから談合を疑うのは難しい。

松原会長 総合評価入札の結果表で、入札価格が何社も同額だが理由は何か。

奥谷補佐 予定価格と失格基準額の計算式を公表しているので失格ラインが計算できるためであり、当時は80%が限度だったので各社が予定価格の80%で応札したものである。競争がし烈で失格ラインでないと落札できないと各社が判断した結果と思われる。

竹下委員 最低制限が80%から85%に引き上げられれば、85%に張り付く。工事希望型入札が適切かどうかとも検討する必要があるのではないか。

奥谷補佐 米子市が行っている工事希望型の入札は、一般競争入札に近いやり方である。業者の参加意思により指名するやり方で、談合の可能性が低いので導入した入札方法である。通常の指名競争入札より工事希望型指名競争入札のほうが談合防止の効果が高いと考えている。

竹下委員 談合がないと言えるのか。

奥谷補佐 談合するということは儲けを出そうということなので、失格ラインぎりぎりの価格で談合するメリットはないと思う。

中村委員 工事成績がよければ81%でも受注できるのではないか。

竹下委員 大きな業者が有利ということ。

奥谷補佐 総合評価で価格と技術力を7対3がよいか8対2がよいかといった議論についてながると思われる。

松原会長 時間も経過したので、そろそろまとめにはいたい。他に質問はないか。

竹下委員 総合評価で学識経験者の意見聴取を3回から1回に簡略化することは、逆行するものかと考えるがいかがか。

奥谷補佐 地方自治法施行令の改正により簡略化するものである。簡易型の場合は、評価する基準、計算式さえ決めてしまえば落札時点で評価結果が変わるものではないので、意見聴取を省略できるという考え方である。高度型や提案型の場合は意見を聴く必要があると思う。

竹下委員 意見聴取は、必ずしも1回ではなく2回行ってもよいではないか。

奥谷補佐 状況によっては2回行うこともありえると思う。

竹下委員 工事成績がない場合の最低点を50点から65点にすることは必要なのか。

奥谷補佐 19年度の試行結果を見ても50点ではまったく落札できない状況で、65点に引き上げても落札は難しいと思われる。しかし、今後総合評価入札が他の自治体でも増えてくれば、米子市の総合評価入札ばかりに成績の良い技術者を配置できないので、今より低い点数でも受注できることも考えられる。

松原会長 他に意見がなければ閉会する。

[午後4時40分 閉会]